

2020年（令和2年）4月28日

兵庫県知事 井戸敏三 様

兵庫県議会議員（芦屋市選出）
中島かおり

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令され、同法の規定及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、これまで以上に国や市町等と連携・協力し、感染拡大防止や県民生活・県民経済の安定に向け、同法第24条第9項及び第45条第1項の規定等に基づく緊急事態措置を実施頂いており、感謝申し上げます。

しかしながら、未曾有の国難ともいふべき状況の中、国の対応も右往左往する状況も見られる程、先行きは不透明で収束の方向は見通せず、そのことに対する県民の不安や不満の拡大は止まる様子を見せていません。これまで以上に県の力を結集して対応頂きますよう、以下の項目について要望いたします。

○医療体制について

感染症予防策が講じられた病床を着実に確保すること、検査体制を強化することを含め、県民の安心が得られるように状況に応じて医療体制の更なる充実強化を進めること。

新型コロナウイルス感染リスクを下げるためにも、情報通信機器を用いた「オンライン診療」を活用すること。

医療関係者の働く環境を現場の声も聴き最大限改善するように努めること。

医療崩壊等に対応するべく医療関係の有資格者や経験者などの掘り起こしに努めること。

新型コロナウイルス感染症対策のさらなる充実のため、官民を問わず関係機関との連携を柔軟に図ること。

医療用マスクの充実に努めること。

患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないように、原則として入院後の無症状者や軽症者の宿泊施設での療養等を行うための宿泊施設を確保する際、近隣住民にも知らせるとともに、なるべく理解を得ること。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口相談する県民が、必要な際には確実に適切な次の対応へつながることができるようにすること。
相談窓口の体制を強化すること。

○学校等

緊急事態宣言を受け、県内全ての県立学校、市町立学校・園等は5月6日まで臨時休業しているところですが、Web授業に取り組むことができるように環境整備を含めて支援すること。

子どもたちの心のケアに配慮すること。

○社会福祉施設等

高齢者施設、障がい者施設等については、特に感染防止対策を厳重に徹底するよう事業所に徹底させること。

保育所・放課後児童クラブ等については、事業を継続する際は高齢者施設、障がい者施設等と同じく、感染防止対策を厳重に徹底すること。

働く人の心のケアに努めることができるよう、環境整備に取り組むこと。

聴覚障がい者や手話通訳者のために、口元や顔の表情を読みとることができる透明のマスクの必要性を広く呼びかけるとともに、手作りに頼らず透明マスクを最小限でよいので確保すること。

増加が懸念されるDV相談等に関して、相談窓口等取り組みを強化すること。相談時間や多言語化の拡充にも取り組むこと。
外出自粛が要請されていることから、必要に応じて被害者保護のため、県営住宅

等を提供するなど柔軟な対応をすること。

○主な施設の対応

県立美術館、芸術文化センター等の施設については、4月8日から5月6日まで休館しています。

芸術文化センターは貸館として県民が発表会等の場として借りていた日時が臨時休業と重なっていなくても練習等ができない、5月6日に近接するなど実質的に開催が困難な場合でもキャンセル料等が適用される通常取り扱いについて、せめて料金が発生することなく日程の変更を認めるなど、柔軟な対応をすること。

○休業要請を行った事業者について

予定事業の見直し等により財源を確保した上で県独自に支援の継続や更なる拡充等柔軟に対応すること。

財源として、ふるさと納税の制度を活用することも含めて、県民にも協力を広くよびかけること。

以 上